

概要版

第2期呉市子ども・子育て支援事業計画
(案)

イラスト考案中

令和2年3月

呉 市

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

- 全国的に少子高齢化の進行が年々深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などを背景として、子どもや子育てをめぐる環境は日々大きく変化しています。
- 平成27年に第1期計画となる「呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできましたが、出生数は年々減少しており、今後も加速度的な少子高齢化の進行が懸念されています。
第2期計画では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備するとともに、子育て世代が住みやすいまちを目指していきます。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」です。
また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が平成26年に改正され、同法の有効期限が10年間延長されたこと（令和7年3月31日まで）から、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として一体的に策定しています。
さらにあわせて、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が令和元年6月に改正され、市町村においても策定が努力義務となっている「子どもの貧困対策推進計画」も、本計画と一体的に策定しています。
- 第4次呉市長期総合計画の下位計画として位置付け、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について計画期間内に量の見込みに応じた供給体制を整備するためなどの計画とします。

(3) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2 子育て家庭を取り巻く現状

■ 児童人口等の推移と推計

0歳から11歳までの子どもの人口は減少を続けており、平成31年は19,287人、内訳は0～5歳8,829人、6～11歳10,458人となっています。

このまま推移すると、令和6年の推計は16,166人となり、内訳は0～5歳が7,090人、6～11歳が9,076人と見込んでいます。

■ 合計特殊出生率の推移

平成28年度の呉市の合計特殊出生率は1.48と全国平均をやや上回っています。平成17年以降は上昇傾向にありましたが、平成24年度以降は上昇と下降を繰り返しています。また、広島県平均（1.57）よりは下回っている状況にあります。

（合計特殊出生率=15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）

3 計画の基本的な考え方

第1期計画では、少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成27年度から令和元年度までの5年間、計画に沿った取組を推進してきました。

第2期計画では、子どもの貧困や児童虐待など、急速に顕在化してきた課題への早急な対応や、第1期計画期間を終えるに当たり、抽出された新たな課題、さらに継続した支援が必要な課題などについて、重点的に取り組んでいくとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を引き続き目指していきます。

[基本理念] すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

4 子ども・子育て支援の取組

(1) 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新しい制度は、平成27年4月から運用を開始しています。

■子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像

○子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園，幼稚園，保育所，
地域型保育事業に係る共通の財政支援

■施設型給付・・・認定こども園，幼稚園（新制度），保育所

■地域型保育給付・・・小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，
居宅訪問型保育事業

子育てのための施設等利用給付

幼稚園（未移行），認可外保育施設，
預かり保育等の利用に係る支援

■施設等利用費・・・幼稚園（未移行），認可外保育施設，預かり保育等

子どものための現金給付

■児童手当

○その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

■利用者支援事業

■延長保育事業

■地域子育て支援拠点事業

■病児保育事業

■一時預かり事業

■放課後児童健全育成事業

■乳児家庭全戸訪問事業

■妊婦健診

■養育支援訪問事業等

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

■子育て短期支援事業

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■子育て援助活動支援事業

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

■企業主導型保育事業

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(2) 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定

■ 提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備の状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、提供区域として設定しなければならないとされています。

■ 提供区域の設定

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	教育・保育事業	7ブロック	幼稚園や保育所等の利用実態を考慮し7ブロックに設定します。 ※7ブロック ①天応・吉浦 ②中央・宮原・警固屋 ③音戸・倉橋 ④阿賀・広・仁方・郷原 ⑤川尻・安浦 ⑥昭和 ⑦安芸灘（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊）
2	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
3	延長保育事業		
4	病児・病後児保育事業	1ブロック (全市)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、1ブロック(全市)に設定します。
5	地域子育て支援拠点事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	子育て交流ひろば(くれくれ・ば、ひろひろ・ば)や保育所、認定こども園で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ、7ブロックに設定します。
6	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1ブロック (全市)	訪問型の事業であり、全ての地区で一斉に実施する事業であることから1ブロック(全市)に設定します。
7	妊婦健康診査事業	1ブロック (全市)	医療機関を自由に選択できるため、1ブロック(全市)に設定します。
8	子育て短期支援事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)	1ブロック (全市)	利用実態が全市的に広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
9	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
10	養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業		
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	35ブロック (小学校区)	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、35ブロック(小学校区)とします。
12	利用者支援事業	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われることが想定されるため、1ブロック(全市)に設定します。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
14	多様な主体が参入することを促進するための事業		

(3) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

教育・保育の利用状況やニーズ調査（平成30年12月実施）で把握した利用希望のほか、女性の就業率向上等を踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定します。

なお、確保方策は施設の利用定員を基本としますが、既に量の見込みを充足する場合は、見込み値をそのまま確保方策として設定しています。

■教育・保育の提供体制の確保方策

○既存の認可施設・認可事業での対応を基本とします。

○既存の認可施設等に対応できない場合は、小規模保育事業などの認可事業を活用します。また、認定こども園への移行も進めます。

①天応・吉浦

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	270	262	252	246	237
確保方策	270	262	252	246	237
過不足	0	0	0	0	0

②中央・宮原・警固屋

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,745	1,705	1,656	1,611	1,556
確保方策	1,745	1,705	1,656	1,611	1,556
過不足	0	0	0	0	0

③音戸・倉橋

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	263	254	242	236	229
確保方策	263	254	242	236	229
過不足	0	0	0	0	0

④阿賀・広・仁方・郷原

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,086	2,030	1,942	1,891	1,823
確保方策	2,086	2,030	1,942	1,891	1,823
過不足	0	0	0	0	0

⑤川尻・安浦

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	399	399	383	371	358
確保方策	399	399	383	371	358
過不足	0	0	0	0	0

⑥昭和

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	976	963	919	894	864
確保方策	972	963	919	894	864
過不足	▲4	0	0	0	0

⑦安芸灘

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	48	47	45	45	45
確保方策	48	47	45	45	45
過不足	0	0	0	0	0

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

①一時預かり事業（在園児以外の一時的預かり）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設などで一時的に預かる事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,939	8,552	8,135	7,827	7,486
確保方策（一時預かり実施か所）	15か所	15か所	16か所	20か所	22か所
過不足	▲2,991	▲2,467	▲1,915	▲1,195	▲24

預かり事業を実施していない提供区域が一部ありますが、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,423	1,361	1,294	1,247	1,192
確保方策	1,347	1,351	1,294	1,247	1,192
過不足	▲76	▲10	0	0	0

③病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6,767	6,473	6,157	5,924	5,665
確保方策	施設数	併設型	2か所	3か所	4か所	4か所
		体調不良児型	0か所	1か所	1か所	1か所
	延べ人数	2,670	3,884	5,269	5,269	5,665
過不足		▲4,097	▲2,589	▲888	▲655	0

新たな施設の増設や施設内の定員増，利便性の向上などを行いニーズに対応できるよう対策を検討します。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し，子育てについての相談や各種情報の提供，助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		109,156	103,355	100,544	97,235	94,065
確保方策	くぐれ・ば、ひろひろ・ば	79,954	75,130	72,560	69,108	66,407
	地域子育て支援センター	18,034	20,347	21,211	22,989	27,658
過不足		▲11,168	▲7,878	▲6,773	▲5,138	0

認定こども園への移行促進などにより「地域子育て支援拠点事業」を実施する施設が増えるよう，対策を検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況，養育環境の把握を行う事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,202	1,178	1,155	1,131	1,109
確保方策	1,202	1,178	1,155	1,131	1,109
過不足	0	0	0	0	0

⑥妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15,570	15,251	14,957	14,651	14,369
確保方策	15,570	15,251	14,957	14,651	14,369
過不足	0	0	0	0	0

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

(単位：延利用日数)

【ショートステイ】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	327	313	298	286	274
確保方策	440	440	440	440	440
過不足	113	127	142	154	166
【トワイライトステイ】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	278	266	253	244	233
確保方策	300	300	300	300	300
過不足	22	34	47	56	67

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,866	1,785	1,698	1,634	1,563
確保方策	1,866	1,785	1,698	1,634	1,563
過不足	0	0	0	0	0

⑨養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業

【子育てヘルパー派遣事業】

養育支援が必要な世帯に対し、家事、育児等の援助を行うことで、当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援するために、子育てヘルパーを派遣する事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	26	29	32	35
確保方策	24	26	29	32	35
過不足	0	0	0	0	0

【児童家庭相談事業】

児童虐待など、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,220	1,340	1,470	1,610	1,770
確保方策	1,220	1,340	1,470	1,610	1,770
過不足	0	0	0	0	0

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2, 253	2, 172	2, 077	1, 931	1, 832
確保方策	2, 495	2, 495	2, 495	2, 495	2, 495
過不足	242	323	418	564	663

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所の窓口や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	基本型・特定型	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	母子保健型	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園利用者の副食費相当額等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

5 実施計画

「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、次の7つの視点で基本目標を設定します。

基本理念	基本目標	重点施策
すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちくれ	1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援	①地域における子育て支援の充実 ②教育・保育の受け入れ体制の充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもがのびのびと育つ居場所づくりの推進 ⑤子育て情報の発信力強化
	2 親と子の心と体の健康づくり	①子どもや母親の健康の確保 ②「食育」の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成及び非行等への対応
	4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	①子どもの安全の確保 ②安心して外出できる環境の整備 ③安全・安心なまちづくりの推進
	5 仕事と子育ての両立支援	①切れ目のない支援の充実 ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し ③子育てと仕事の両立の推進 ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
	6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	①児童虐待防止対策の更なる強化 ②障害児施策の充実 ③ひとり親家庭等の支援の充実
	7 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現 (子どもの貧困対策)	①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的な支援 ⑤子どもの貧困に対する調査研究等 ⑥施策の推進体制等

基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ◆ 安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実を図ります。
- ◆ 子どもがのびのびと育つ居場所づくりを推進します。
- ◆ 子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。
- ◆ 次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。
- ◆ 子どもや保護者が、保育所や幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設や一時預かり、放課後児童会などの支援事業の中から、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援を行います。
- ◆ 必要な情報を求める子育て世帯に対して適切に情報を発信できるよう、子育て情報の発信力を強化します。

重点施策

- ①地域における子育て支援の充実
- ②教育・保育の受け入れ体制の充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④子どもがのびのびと育つ居場所づくりの推進
- ⑤子育て情報の発信力強化

基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- ◆ 親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。
- ◆ 医療機関等との連携により、必要なときに適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保・充実に努めます。

重点施策

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②「食育」の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ◆ 子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしの中で伸ばさせることができるよう、家庭、学校、保育所、幼稚園及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

重点施策

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成及び非行等への対応

基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

- ◆事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ◆子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

重点施策

- ①子どもの安全の確保
- ②安心して外出できる環境の整備
- ③安全・安心なまちづくりの推進

基本目標5 仕事と子育ての両立支援

- ◆育児休業などの各種法制度の普及・定着や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働き掛け、男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。
- ◆子育てや地域活動、趣味の活動等「家庭」と「仕事」のバランスが取れた生き方の実現に向けた気運を醸成します。
- ◆若者が住み慣れた地域の中で将来設計を立てられるよう、企業・国・自治体が連携して、安定した雇用促進に向けた取組を推進します。

重点施策

- ①切れ目のない支援の充実
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
- ③子育てと仕事の両立の推進
- ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- ◆虐待で苦しむ子どもたちを零にするための児童虐待防止対策の更なる強化に努めます。
- ◆ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者を支えていくため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

重点施策

- ①児童虐待防止対策の更なる強化
- ②障害児施策の充実
- ③ひとり親家庭等の支援の充実

基本目標7 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現(子どもの貧困対策)

- ◆家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況にあえぐ子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や目標に向かってチャレンジできるよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の充実に努めます。

重点施策

- ①教育の支援
- ②生活の支援
- ③保護者に対する就労の支援
- ④経済的な支援
- ⑤子どもの貧困に対する調査研究等
- ⑥施策の推進体制等

第2期呉市子ども・子育て支援事業計画～概要版～

令和2年3月発行

発行/呉市福祉保健部子育て支援課・子育て施設課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL：(0823) 25-3254

FAX：(0823) 24-6720

E-mail：kodosien@city.kure.lg.jp